命を守るため早めの避難行動を!

- 問総務課 総務係 ☎ 52-5802

毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、大雨、暴風、河川の氾濫、高潮、高波などにより、大きな被害が発生しています。災害に関する情報をテレビ、インターネット、メールなどから入手し、危険な場所に近づかないようにして、『早めの避難』を心がけましょう。

	警戒レベル	住民に行動を促す情報 (避難情報など)	住民がとるべき行動
高い	5	緊急安全確保 (市区町村が発令)	命の危険!直ちに安全確保! 避難所などへの立ち退き避難が危険な場合は、自宅や近隣の少しでも安全 な場所に移動して緊急安全確保の行動をとりましょう。ただし、安全を確 保できるとは限らないため、警戒レベル4避難指示までに必ず避難しま しょう。
	【警戒レベル4までに必ず避難!】		
	4	避難指示 (市区町村が発令)	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難(立ち退き避難または屋内安全確保)しましょう。 ※土砂災害は立ち退き避難が原則です。
危険度	3	高齢者等避難 (市区町村が発令)	危険な場所から高齢者などは避難 避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人、乳幼児などの要配慮者とそ の支援者は避難しましょう。その他の人も避難の準備をしたり、自主的に 避難しましょう。
\bigvee	2	注意報 (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで自宅や施設などの災害リスクを確認したり、避難場 所や避難経路、避難のタイミングなどを再確認しましょう。避難情報など を把握する方法や自らの避難行動を確認しておきましょう。
低い	1	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める 防災気象情報などの最新情報に注意して、災害への心構えを高めましょう。

◇町が開設する避難所への避難

避難所の開設状況は、防災行政無線、町ホームページ、田布施メール配信サービスおよび自主防災組織の 連絡網などでお知らせします。自主避難する人は、食事や飲料水などの生活用品の携行をお願いします。

◇安全な親戚・知人宅への避難

普段から災害のときに避難することを相談しておきましょう。

◇安全な宿泊施設などへの避難

町の内外を問わず、安全が確保できる宿泊施設への避難も、事前に検討をお願いします。

◇屋内安全確保(警戒レベル5)

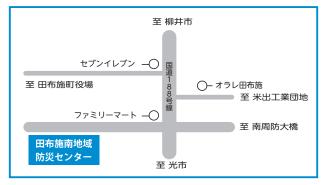
安全が確保できる場合の建物の高層階への避難や、自宅の2階以上への避難など、事前に確認すること も必要です。備蓄品の確保・確認をお願いします。

■避難所について

あらかじめ予想できる大雨や台風などの災害の1次避難所として登録している『田布施南地域防災センター(場所:麻郷浜城)』の場所は右図のとおりです。

◇住所

田布施町大字麻郷 3399-5



山口県自主防災アドバイザー養成研修(基礎編) 『防災士養成講座認定研修』の受講者を募集しています

■日時

9月30日(土)、10月1日(日)、14日(土) ※3日ともすべて参加が必要です。

■場所

県庁3階職員ホール

■対象者

山口県自主防災アドバイザーとして、自主防 災組織の活動促進に寄与する意志のある人

■定員

100 人程度

※田布施町枠3人程度

■募集締切

8月31日(木)

■受験料

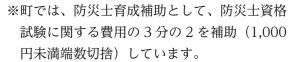
12,000円

(内訳)

- · 防災士教本 4,000 円
- ·防災士資格取得試験受験料 3,000 円
- ·防災士認証登録料 5,000 円

⑤①~④に準じる状態にある

人および本制度の支援が必



■防災士資格の取得について

本研修の終了者には防災士資格取得試験の 受験資格が与えられます。なお、防災士資格 の取得には、次のことをすべて満たす必要が あります。

- ①3日間の研修を履修した上で、所定のレポー トを提出すること。
- ②研修3日目の最後に行われる試験に合格する こと。
- ③消防機関、日本赤十字社などが実施する『救 急救命講習』を受講し、修了証、受講証など を取得すること。
- ※今回募集の『山口県自主防災アドバイザー養 成研修(基礎編)』および令和6年2月17 日(土)、18(日)の予定で実施する『山口 県自主防災アドバイザー養成研修 (実践編)』 を受講した人は、県内各地の自主防災組織に 出向いて、防災研修や、指導などを行う『山 口県自主防災アドバイザー』として活動して いただく予定です。

■申込み・問合せ先

援を受け、

安全に避難できる

ようにするものです。

ておくことにより、

地域で支

①避難行動要支援者(本人)

総務課 総務係(2 階⑨窓口) ☎ 52-5802

要な人が事前に

『災害時避難

どの災害時に、

避難支援の必 台風や地 ■制度の概要

この制度は、

行動要支援者』

として登録し

うための台帳整備を行い

ま

町は避難の支援をしてもら

①65歳以上のひとり暮らしの 高齢者(在宅ねたきり高齢

者含む)

世

②75歳以上の高齢者のみの

④知的障がい者のうち療育手 帳Aの人 度が1級および2級の人

③身体障がい者のうち障害程

| 登録方法

※要介護認定(要介護度3以

上)の人、精神障害者保健

要と判断される人

福祉手帳1級の人など

で手続きをしてください 登録を希望する人は、 福祉課福祉係(1階④窓口) 町民



動の付き添いや車での搬送 者が支援プランの中で定め などを行います。 た支援者が、避難所への移 申請

避難情報の発令時に、

◇避難支援

④担当民生児童委員 ③緊急時の連絡先として指定 ②避難支援者(避難支援プラ された家族・親族など ンで指定する順番に連絡)

次の順番で情報伝達を行い

■支援の内容

◇避難情報

(高齢者等避

避難指示)の伝達

問町民福祉課 福祉係 52 58 10

災害時避難行動要支援者支援制度をご活用ください